

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等の改正が行われたことから、北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正しましたので、お知らせします。

なお、改正した条例及び規則については、添付を省略させていただいておりますが、詳細は道のホームページ等にて確認されますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

平成27年3月25日

各 位

北海道保健福祉部長 高 田 久

記

1 送付資料

主な改正内容

2 改正した条例・規則

<介護保険法関係>

(1) 平成27年3月20日公布された条例・規則

- ①北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第17号）
- ②北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第18号）
- ③北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第20号）
- ④北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第19号）
- ⑤北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第20号）

(2) 平成27年3月24日公布された規則

- ①北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第27号）

<老人福祉法関係>

(3) 平成27年3月17日公布された規則

- ①北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第12号）

(4) 平成27年3月24日公布された規則

- ①北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第26号）

北海道公報掲載場所：

総務部人事課法制文書課ホームページで確認願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

■平成27年3月17日 号外第2666号

■平成27年3月20日 号外第1号（条例）

号外第4号（規則）

■平成27年3月24日 号外第2668号

（福祉局施設運営指導課 011-204-5935）

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準条例等の改正の主な内容について

■介護保険法関係

1 訪問介護

(1) サービス提供責任者の配置基準の緩和

複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和すること。
(居宅規則第3条関係及び介護予防規則第3条関係)

(2) 訪問介護事業と第一号訪問事業を一体的に実施する場合の基準の取扱い

訪問介護事業者が、訪問介護及び第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずること。
(居宅規則第3条及び第4条関係)

2 通所介護

(1) 通所介護事業と第一号通所事業を一体的に実施する場合の基準の取扱い

通所介護事業者が、通所介護及び第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずること。
(居宅規則第30条及び第31条関係)

(2) 宿泊サービスの届出等の導入

通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の宿泊サービス（いわゆる「お泊まりデイサービス」）を実施している事業所については、届出及び事故報告を求めること。（居宅条例第102条及び第111条の2関係、介護予防条例第100条及び第106条の2関係）

3 訪問・通所リハビリテーション

(1) リハビリテーションの基本理念を基本方針に規定

リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定すること（訪問看護、通所介護も同様）。
(居宅条例第80条及び第136条等関係)

(2) 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する
場合の運営の効率化

訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるように見直すこと。
(居宅条例第86条及び第141条関係、介護予防条例第87条及び第126条関係)

(3) リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準

訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めること。（居宅条例第85条及び第140条関係、介護予防条例第87条及び第126条関係）

4 短期入所生活介護

(1) 緊急時の受入れの推進

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合等は、特例として静養室での受入れを可能とすること。
(居宅条例第165条及び介護予防条例第140条関係)

5 特定施設入居者生活介護

(1) 要支援2の配置基準の見直し

介護職員・看護職員の配置基準については、要支援2の基準(3:1)を(10:1)に見直すこと。(居宅規則第71条及び介護予防規則第71条関係)

(2) 法定代理受領の同意書の廃止

事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられていたが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃すること。

(居宅条例第223条及び介護予防条例第209条関係)

(3) 養護老人ホームにおけるサービス提供の見直し

養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることが可能とすること。(居宅条例第217条及び介護予防条例第203条関係)

6 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(1) 福祉用具専門相談員の資質の向上

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めること。

(居宅条例第258条及び介護予防条例第244条関係)

7 居宅介護支援

(1) 個別サービスの担当者に対する計画の提出の求め

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めること。

(居宅介護支援条例第16条関係)

(2) 指定居宅介護支援事業者の地域ケア会議への協力

指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議から事例提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

(居宅介護支援条例第16条関係)

■老人福祉法関係

特別養護老人ホーム

(1) サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和に伴う配置基準の規定追加

サテライト型居住施設の本体施設となることが可能となったことに伴う職員の配置基準の規定の追加(特養規則第12条関係)

【参考】

- 居宅条例：北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 居宅規則：北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- 介護予防条例：北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 介護予防規則：北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- 居宅介護支援条例：北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 特養規則：北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則